（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第三条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「、第五十八条第二項」を、「第四十三条第二項第一号」の下に「、第五十二条第六項第三号」を加える。

第三条第一項第二号中「第五十五条第一項から第三項」を「第五十五条第一項から第四項」に、「第五十八条」を「第五十八条第一項及び第二項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第四条　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に「、第五十八条第二項」を、「第四十三条第二項第一号」の下に「、第五十二条第六項第三号」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫